

## 第 14 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

### 1. 開催日時及び場所

日時： 平成 26 年 3 月 4 日（火） 14：00～15：22

場所： 中央合同庁舎第 4 号館 共用会議室（1219～1221 号室）

### 2. 出席委員（敬称略）

赤松美紀、安藤洋次、代田真理子、福林憲二郎、山本廣基、吉田緑、  
上路雅子、塚田悟、中村幸二、永吉宮子、堀江康雄、矢野洋子

### 3. 会議の概要

#### （1）諮問

##### ① 特定農薬（特定防除資材）の指定について

農薬取締法第 2 条第 1 項に規定する特定農薬の指定について諮問され、「エチレン」及び「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」を特定農薬に指定することが適当である旨答申された。

今後、事務局において、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件）の一部改正に向けて必要な手続きを進めることとされた。

#### （2）報告

##### ① 特定農薬（特定防除資材）に関する情報提供について

エチレン、焼酎、既指定の食酢、重曹及び天敵の使用者等に提供する情報の内容について、資料 4－1 及び 4－2 に基づき事務局より説明があり、了承された。

今後、事務局において、当該資材の使用等に当たっての通知を発出することとされた。

##### ② 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱いについて

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材のうち、名称から資材が特定できないもの及び農薬取締法に規定する農薬に該当しないものについては、検討対象から除外することについて、資料 5－1 及び 5－2 に基づき事務局より説明があり、了承された。

今後、事務局において、検討対象としない資材を示すため、通知を発出することとされた。

##### ③ その他

焼酎を特定農薬として指定することについて、資料 6－2 に基づき参考人より、焼酎ではなく別の名称で指定してほしい旨説明があった。

今後、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合において、範囲やその名称、情報提供する内容について検討した後、改めて食品安全委員会に諮問する等、指定に向けた手続きを進めることとされた。